

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成20年10月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

第2項中第23号を次のように改める。

(23) 株式会社商工組合中央金庫

附 則

この改正公告は、平成20年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)